

入札公告

次のとおり一般競争入札（郵送方式）に付します。

令和7年10月7日

名古屋市長 広沢 一郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

中区役所における自動販売機（証明写真）設置に係る名古屋市有建物の一時貸付

(2) 物件の表示

物件 番号	種類	施設名称	設置場所	設置台数	最低貸付 価格(月額)
中-1	証明写真	名古屋市 中区役所	中区役所 平和不動産 共同ビル2階	1台	900円

(3) 用途の指定

入札案内書に定めるところにより、自動販売機（証明写真）の設置のために使用しなければならない。

(4) 当初貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 更新期間の限度

令和9年4月1日から4年を限度に、1年を単位として更新できるものとする。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年（自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については3か月）を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けてい

る者を除く。)

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある者
- (6) 入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者
- (7) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（証明写真）を設置した実績を有しない者

3 契約条項を示す場所、入札案内書の配布期間等

契約条項は、入札案内書において示すものとし、入札案内書は、次の各号に掲げる期間及び方法により配布するものとする。

(1) 配布期間

本公告の日から令和7年10月24日(金)まで

(2) 入手方法

名古屋市公式ウェブサイト（市政情報＞公売・売払い・貸付物件＞自動販売機設置に係る入札等）からダウンロード

4 入札参加申込方法、受付期間及び送付先

(1) 申込方法

郵送（書留又は簡易書留郵便）による。

(2) 受付期間

本公告の日から令和7年10月24日(金)午後5時まで（必着）

(3) 送付先

〒460-8447 名古屋市中区栄四丁目1番8号
名古屋市中区役所企画経理課

5 入札書の郵送方法、到達期限及び送付先

(1) 郵送方法

書留又は簡易書留郵便による。

(2) 入札期間

入札参加書到達から令和 7 年 11 月 26 日(水)午後 5 時まで(必着)

(3) 送付先

〒460-8447 名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号
名古屋市中区役所企画経理課

6 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 11 月 27 日(木)午前 10 時

(2) 場所

名古屋市中区役所 6 階 大会議室(3)

7 落札者の決定方法

最低貸付価格(月額)以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 その他

(1) 最低貸付価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価(貸付月額)

(2) 入札保証金に関する事項

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、指定する額の入札保証金を、入札当日までに納付しなければならないものとする。

ただし、本公告に係る入札に参加しようとする者が、自らが管理及び運営する自動販売機(証明写真)を設置した実績がわかる書類を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除するものとする。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額(入札金額)の 6 月分を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則(昭和 39 年名古屋市規則第 17 号)第 31 条の規定により契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違

反した入札は、無効とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 本公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他本公告に定めのない事項については、
入札案内書に記載するものとする。